

中世初期イタリア北部の農村構造：サンタ・ジュリア・ディ・ブレシア修道院所領明細帳の分析から

城戸，照子
大分大学工学部

<https://doi.org/10.15017/4493081>

出版情報：経済學研究. 59 (3/4), pp.211-234, 1994-03-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



中世初期イタリア北部の農村構造

——サンタ・ジュリア・ディ・ブレシア修道院所領明細帳の分析から——

城 戸 照 子

- I 問題の所在
- II サンタ・ジュリア・ディ・ブレシア修道院所領明細帳
 - 1 物的体裁・作成・年代・記載内容
 - 2 修道院領の地理的分布
 - 3 修道院領の概観
- III サンタ・ジュリア・ディ・ブレシア修道院領の分析
 - 1 分析視角
 - 2 農民経営
 - 3 領主の管理経営拠点と所領間流通
- IV 結び——サンタ・ジュリア・ディ・ブレシア修道院領の構造

I. 問題の所在

『中世初期の農村成長。年代・様態・地理』というテーマで開催された1988年のフラランでの国際研究集会〔集会録(15)〕で、P. トゥベールは最近10年間のヨーロッパ学界の動向を振り返り、国際研究集会の隆盛、南欧地域も含めた多くの事例研究、考古学からの寄与、テーマ別論文集の刊行などから、中世初期の大土地所有とその経営を軸とした社会経済史研究の著しい進展を跡づけている。〔(46)〕。そこでは、確かに、「ローヌ河からガリシアまで」の南欧ではむしろ自由な中小農民が農村の主体であること〔(11)〕、所領は古典的二極構造以外の多様な

形態を持つことは確認しつつも、荘園制が大筋では、イタリア中・北部を含むカロリング王国全体の範囲内で理論的準拠枠足りうるとされている。荘園制に組織された土地の割合は各地で異なるにせよ、荘園とその経営の考察が中世初期農村社会の解明に不可欠であるとの見解は既に確立したものと考えられる。そこで、荘園の経済的成功度合が、中世初期社会全体の評価を左右することになる。

ところで、中世初期農村社会に関しては、かねてより楽観的評価と悲観的評価が併存してきた。伝統的な悲観的見解では、人口増加のない停滞期に中世初期の農村は、荘園制の在地経済の狭い枠組の中で生産性の低い活動に甘んじていたとされる。領主直接経営で産出されるはずの剰余も領主特有の消費行動から農地経営投入よりむしろ奢侈品購入にあてられ、加えて農民保有地の収益性もそこからの生産物地代収入も低いとされた。この見解は、中世社会は紀元千年を越えた段階で飛躍的に成長すると考えるいわゆる変動論と適合的であった。変動論では11世紀以降の大規模な開墾と成長を強調し、相対的に中世初期農村経済は総じて停滞的とみなしてきたからである。しかし、近年、単線的で飛躍的ではないにしろ、中世初期にも持続的成長が検出されてきた〔(54)〕。前出のフラランでの国際研究集会ではテーマ自体にも、全体の論調

にもそのことが反映されている。紀元千年を境に明暗を強調するような単純な図式性には再考が迫られることとなり、事実、変動論者と考えられる研究者の一部にも中世初期の経済成長自体は確認されてきている⁽¹⁾。

こうした転換の根底にある荘園制の肯定的評価を支えているのが、1970年代以降の荘園制研究から生じた新しい分析視角とその成果であろう。まず挙げられるのが、所領類型論という作業仮説の効果である⁽²⁾。荘園は各地に分散する個別所領の集積からなっている。各地の所領は、農地の特質、領主直領地と農民保有地の規模、農民層、領主拠点と所領の結び付き方といった幾つかの指標によって、様々な類型に分類される。領主にとっては、分散する多様な所領の適性を活かした管理と、荘園全体の経営のためにそれらを相互補完的に結び付ける有機的な結合が必要とされる。所領類型論の導入は、従来なら看過されがちであった、小規模な開墾地や穀作地を欠きブドウ畑やオリーブ畑のみからなる所領にも注目させ、領主経営におけるこれらの位置付けの考察を深める契機となった。さらに、管理と経営のために不可欠な、所領と所領、あるいは所領と領主拠点を結ぶ所領間流通の問題にも関心が寄せられるようになったのである。

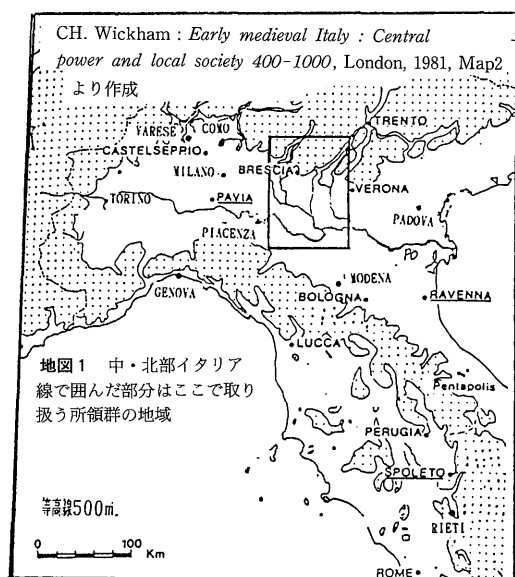
また穀作地以外の多様な耕作地への関心は、さらに、森林や河川などの非耕地をも視野にいられた農村の総体的な農地構造と、農耕・牧畜・採集経済の解明へと発展していった⁽³⁾。この問題関心は、イタリア中・北部の荘園構造の分析過程で、とりわけ豊かな成果をもたらすこととなる。11世紀以降の農村社会の成長とは異なり、たとえ一円的で大規模な穀作地が想定されなくても、中世初期の豊かな森林資源利用と豚放牧、河川資源の活用が明らかにされて、中世初期の経済状況の評価は従来以上に肯定的なものになった。

このように具体的な農耕・牧畜・採集活動の多様性に目配りをしていく過程で、従来は小規模で技術も停滞的で限界があったとされる保有地の農民経営が、より積極的な評価をうけるようになっていった。むしろ、直接経営地よりも農民保有地での活動が活発だったという見解すら生じたのである。特にイタリアを対象とする研究では、荘園制の経営中心はなによりも直接経営の穀作地であるといった見方が、中世初期であっても、保有農民からの多様な生産物地代や貨幣貢租が重要であるという見方に修正されつつあるといえよう。

このような研究動向から本稿では、カロリング国家の枠内に位置する中世初期のイタリア中・北部の農村構造を明らかにする作業の一環として、所領明細帳史料を素材とした荘園制の分析を試みる。そのためにロンバルディア平野を中心とした《Langobardia》と呼ばれる地域で、プレシアに所在するサンタ・ジュリア・ディ・プレシア修道院の所領を取り上げたい（地図1）。この修道院は、755年にロンゴバルド王

- (1) 近年のヨーロッパ学界での変動論者の成果のうち、最も議論を呼んでいるのは、フランスの研究者ギィ・ボワの業績〔(10)〕であろう。ボワによるカロリング国家論の大胆な展開は中世初期社会を奴隸制社会とする前提にたっているが、本稿ではこうしたあまりにも大きな問題に取り組むことはできない。ここでは、さしあたり一般に中世初期社会の経済成長について否定的だった変動論者の中からも、ボワのように中世初期の成長を高く評価する見解が生じていることに注目したい。
- (2) 最初に類型 (typologie) という観点から多様な所領を分類しようと試みたのは、P. トゥーベールであった〔(42)〕。その後類型論はイタリア学界でも踏襲され、異なった指標での別の分類も試みられている。詳しくは拙稿 (52) 参照。

- (3) 特に『中世の森』(8)はバローニャ学派の研究成果の集大成の1つである。



国の最後の王デジデリウスの妻アンサが創設し、後に娘アンセルベルガが隠棲した王権とのつながりの深い大修道院である [(14) pp. 489-90; (17) pp. 549-53]。イタリア中・北部のなかでも、8世紀中葉までビザンツ帝国の支配下においてその影響を長く残すラヴェンナを中心とした《Romania》と呼ばれる地域と異なり、《Langobardia》地域はロンゴバルドからフランクという政治勢力が最も浸透した地域である。そして、荘園制的経営が殆ど見られない《Romania》に比べて、まさにここ《Langobardia》こそが荘園制による大所領経営の展開する地域であることが分かっているのである。(4)。

また、サンタ・ジュリア・ディ・ブレシア修道院を取り上げるのは、1979年に厳密な史料批判を経た中世初期の所領明細帳集成 [(13)] が刊行されたのが1つの契機になっている。なか

でも G. パスクァーリによる当該修道院の所領明細帳の刊行 [(13) pp. 41-94] は、1873年の問題の多い刊本 [(27)] 以来のもので、そこには修道院領の地名比定の作業といった近年の研究成果が十分に盛り込まれている(5)。イタリア中・北部の研究では、最近では台帳型史料よりもむしろ、農地契約や裁判文書の検討結果が厚みを増しており、これらの成果に所領明細帳からの分析を加えた総合的な農村像を構築することが必要とされている(6)。新たな研究動向に照らしたこの修道院領分析の機運はさらに高まっているといえよう。

II. サンタ・ジュリア・ディ・ブレシア修道院所領明細帳

1. 物的体裁・作成・年代・記載内容

サンタ・ジュリア・ディ・ブレシア修道院所領明細帳は、原本（もしくは原本と同時代の筆写）が、ミラノに伝来している(1)。この史料は、12枚の羊皮紙をつないだ長さ約5.5メートル、幅23センチメートルから31センチメートルの、巻物状の体裁を持つ。記載には少なくとも3人の手が入っているが、羊皮紙1枚目から2枚目の途中までと7枚目から10枚目に互る30数行の他は、ほぼ1人の手によって書かれている。羊皮紙1枚目の文頭7行が解読不能で最初の頁と同定できず、また12枚目が最後の羊皮紙ではなかったとされることから、伝来している12枚分の記録では当時の所領は網羅していないとされる。

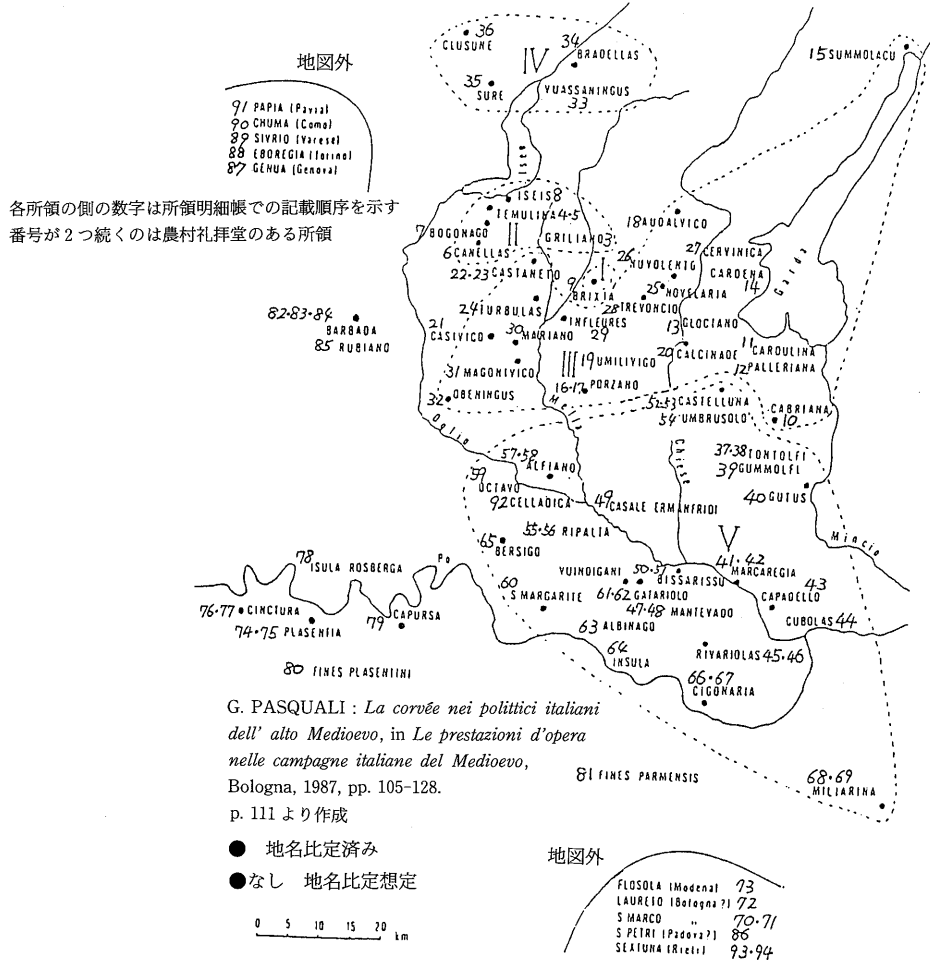
(4) イタリア中・北部での《Langobardia》と《Romania》の地域差については(5)の10~11章や(20)、(31)を参照。特にローマニアの農地構造については(38)が挙げられる。

(5) (35)参照。パスクァーリによるこの作業は考古学研究とも提携している [(12)]。

(6) とりわけ中世初期イタリアの農地契約には領主と直接耕作者たる農民の間に結ばれた契約が多く、農地構造と領主=農民関係を解明するための豊かな史料群となっている。史料類型と契約内容については拙稿(51)を参照されたい。

(1) 体裁から記載内容の解説は編者パスクァーリの見解に拠った [(13) pp. 43-52]。

地図 2 所領明細帳の記載順序と所領群区分



冒頭の欠落部分にはブレシアのキヴィタス内部の修道院に付属している教会とその財及びキヴィタス内外の所領の記録が、また失われた12枚目以降の羊皮紙には8～9世紀に寄進が確認されるイタリア中・南部の所領が記載されていたのではないかと想定されている。しかしながら最初の2所領の記録が断片的なものを除けば保存状態は良好で、中世初期イタリアの長大な所領明細帳として非常に重要なものであるといえよう。

作成方法は、現地での個別調査が短い記録として持ち寄られものが修道院で筆写され、巻物

状の所領明細帳に取りまとめられたと想定されている。所領の記載順を辿ると、あるまとまった所領群の区別が浮かび上がってくる(地図2)⁽²⁾

作成年代に関しては、10～11世紀というかなり幅のある年代が示唆されてきた。しかし、古書体学の新しい見地、所領明細帳に記載された

(2) 以下本稿では参照する地図番号を、本文中に(地図X)という形で表示する。なお、94所領のうちバスクアーリによる地名比定がなされたのは73所領で、地図では地名の前の記号●の有無によって、比定された地名が否か区別されている。また所領1, 2は記録が断片的で所領名が分からず、地図には記載されていない。

司教の同定、寄進文書によって裏付けられる所領の移動の年代などからパスクアーリは、879年以降の9世紀末のものという新しい見解を提示している。本稿では、編者のこうした見解から、従来の説よりもやや溯った時期の可能性があることに留意しておきたい。

幾つか乱れもあるが、記述は所領ごとに改行されて『イゼイス所領では』《In curte Iseis》と所領名から書き始められる。もし所領に農村礼拝堂があればその財の記録が終わって改行してから、同名の所領の記述が続く。まず領主直領地の家屋と農地、水車などの設備の説明、最も非自由度の高い従属民『領主給養民』《prebendarius》の人数(時に男女と、成人か子供かの区別がある)、家畜の種類と数、直領地からの生産物の収益が記載される。次いで農民保有地部分が、保有農民の身分、人数、保有地数、生産物地代、貨幣貢租や賦役労働について、順序は時に入れ替わりながら記述される。

2. 修道院領の地理的分布

これら94所領の記載順序を手掛かりに地名比定の作業を行ったパスクアーリは、修道院領を大きく6つの所領群に分類した〔地図2〕；(37) p. 97⁽³⁾。まず第1に、ブレシアのキヴィタス周辺所領[no. 9]⁽⁴⁾⁽⁵⁾。第2に、ブレシア北西部で、イゼオ湖南部の所領群 [no. 3～8]。第3に、オリオ川に西端を区切られ、東端はキエーゼ川を越えてガルダ湖畔に至る地域が中心となる所領群 [no. 10～32]。第4に、イゼオ湖北部でカモニカ溪谷入り口の所領群 [no. 33～36]。第5に、南端をポー河によって区切られたオリオ川、ミンチオ川の流域に広く点在した所領群 [no. 37～69, no. 92]。第6に、イタリア北部諸都市に所在する遠隔地所領群 [no.

70～94/なお82～85と92を除く]。ただし第6群に記載された所領 Barbada [no. 82/83] と所領 Rubiano [no. 84] は第3所領群に近く、所領 Celladica [no. 92] は第5群の所領 Alfiano [no. 58] の付属所領である。また第6群の末尾 [no. 93/94] には、イタリア中部リエティ所在の所領 Sextuna の記録があるが、もしイタリア中部所領の記載がこれ以降に続いていたらとすれば、これは第7所領群の記載の冒頭だったとも考えられる。

ともあれ第6群を別にすれば、所領は、イゼオ湖とガルダ湖を北部の境界とし、ポー河とその支流であるオリオ川、メッラ川、キエーゼ川、ミンチオ川の流域に点在しているといえよう。ブレシア北部の第2、第4所領群は高地寄りの地域に広がり、第3、第5所領群はポー河とその支流域である低地平野に広がっている。

3. 修道院領の概観

領主直領地は、『播種 A モディウス分の耕地』《terra arabilis ad seminandum modia A》、『(ブドウ酒) B アンフォラ分のブドウ畑』《vinea ad anforas B》、『(干草) 荷車 C 台分の採草地』《pratas ad carradas C》、『豚 D 頭放牧分の森林』《silva ad saginandum porcos D》と記載される。パスクアーリはこうした表現

(3) 地図2では1から5までの所領群が示される。ポー河沿岸の7所領と、地図外と表示された遠隔地の北イタリア諸都市の所領はあわせて第6所領群とされている [(37) p. 97]。

(4) 前述のように所領明細帳の冒頭部分は失われているが、偶発的な記載順序の乱れによって第2所領群の後に記されたために、ブレシアのキヴィタス内部の所領の記録が1つ伝来している ([13] pp. 149-50)。

(5) これ以降 [no. X] と注記する番号は、パスクアーリに従った所領明細帳記載順による所領の通し番号であり [(35)], 番号ごとの所領所在地は地図2で確認されたい。

から修道院領を、農耕地が約3000ヘクタール、森林が約1万ヘクタール以上と試算している [(37) p. 96]。領主直領地としてかなり広大な土地所有といえるだろう。ところが『農民保有地』《sors》については、その土地種目も面積も不明である。保有地上の人口過剰、賦課租の相違からみて、保有地に標準面積を想定することの可否も明らかではない。従って農民保有地に関しては、個々の規模、総計の試算は困難と考えられている。農民保有地についてのわずかな特別な言及は『空きマンス』《sors absens》の表現である。ヨーロッパ北西部での研究から、これらは荒廃地ではなく保有農民が居住していない保有地を指すことが明らかにされているが [(16)], サンタ・ジュリア・ディ・ブレシア修道院所領でも、これらの多くはベネフィキウムとして領主家人層や領主役人に賦与され賦課租も支払われており、規模は不明ながら荒廃地とは全く考えられない [(44) pp. 30-3]。ともあれここでは《sors》上の保有農民家族が、約1000家族と数えられていることに注目しておこう [(37) p. 96, note. 25]。

所領は、修道院所在地のブレシアからほぼ60キロメートルの範囲内外に約80%が含まれるとされている [(37) p. 97]。第6群を除いて所領間の平均距離は10キロメートル内外と算定され、孤立所領は少ないといえよう。こうした分布状態は第6群を別にすれば、かなりまとまった所領群の集まりとみなすことができる。

Ⅲ. サンタ・ジュリア・ディ・ブレシア修道院領の分布

1. 分析視角

本稿ではまず、保有農民の生産物地代から保有地での農民経営を検討し、次いで修道院が農

民保有地を管理、統合し支配拠点に結び付けていた構造の解明を試みる⁽¹⁾。確かに、中世初期の経済成長の動力源の1つは領主主導の直接経営であるが、近年、農耕、牧畜、手工業までを含む農民活動の多彩さが高く評価されるようになったことを再確認しよう。目的の第1は、換言すればサンタ・ジュリア・ディ・ブレシア修道院領を素材として、中世初期農民経営の活力を検出することにある。もちろん、所領明細帳は領主の史料であって農民経営の総ての局面は記入されず、賦課租からの農民経営の再構築は間接的な作業であるという限界は常に確認しつつ進めたい。

領主に関しては、直領地の直接経営者としてよりもむしろ、農民からの賦課租収入の確保のため、保有地管理と農民支配に心を砕く側面に注目することになる。農民から領主へ向かう生産物地代の納付方法と納付先は、管理の方法が一極的に修道院に向かう集中管理型か、各地に点在する所領群の中で特定所領が領主支配の下部機構となり、周辺所領をまとめあげる中継管理型かを知る手掛かりとなってくれよう。また、領主が農民保有地をどのような要素を通じて統合していたかを、農村礼拝堂の分布、領主役人

(1) 直領地と領主直接経営については、稿を改めて取り上げる予定である。そこで問題になるのは、直接経営を支える領主給養民の労働と保有農民からの賦役労働給付であろう。サンタ・ジュリア・ディ・ブレシア修道院所領明細帳の農民は、直領地の最も非自由度の高い《prebendarius》は別にしても、保有農民には《servus》《alodius》《commendati manentes》《manens》《libellarius》《homo liber》といった多様な身分が記載される。しかし所領の保有農民の総称には《manentes》が用いられる。これらの農民身分の相違は、特に賦役労働給付の軽重と一定の相関性があるという ([36])。直接経営を支え、領主＝農民関係の要ともなる賦役労働の検討は、こうした問題との関連で取り上げたい。なお農民身分の問題に関して本稿では身分の細かな法的区分は捨象し、一括して保有農民《manentes》として捉えて考察している。

の役割、水車やオリーブ搾り機の設置から検討し、それらの求心力の大きさを測りたい。

最後に、所領明細帳での言及はわずかではあるが、荘園内部での人と物の移動のために必要な流通網の存在を示唆する、河川交通路の役割と貨幣の機能を取り上げたい。こうした荘園内部での所領間流通は、荘園が生産と消費の自己完結した世界と見なされていたときは問題にされてこなかった。しかし、所領間流通は、在地の各所領からの賦課租の集積と再分配を担う重要な役割を持つ [(44) pp. 34-42]。また一方、中世初期の都市＝農村関係の中で、荘園の中心地が都市的機能を果たしているのはつとに指摘されてきたところである [(21)]。すなわち、荘園制の所領間流通網は在地の都市的中心地と結び付き、10世紀以降の都市と商業の発展に大きく寄与していくことになるのである。本稿では、こうした大きな問題にまで論を展開することはできないが、限られた記載にも注目したい。

こうした目的のため、本稿では地図2で確認されるように、多くが修道院から60キロメートル内外圏にあるとされる第1群から第5群までの70所領と第6所領群の一部 [no. 82/83/84/85] を主として取り上げたい。対象から除いた第6所領群のイタリア北部諸都市の所領のかなりの部分には直領地も保有地の記述もなく、蜂蜜や赤色顔料⁽²⁾、チーズといった特定の賦課租が『自由人』《homines liberi》に課されている事例が多い。これらの特別な所領の位置付けには、本稿で試みる農民保有地を中心とする経営の分析とは異なった水準での考察が必要と考えられるからである。

2. 農民経営

保有農民の活動の場は、その生産物地代から

見ると、穀作地、果樹栽培地、庭畑地を含む農耕地部分のみならず、放牧地、森林、河川・湖を含む非耕地部分にも広がっていた。土地種目ごとに、地代の規定とそこから想定しうる農民経営を検討していこう。

(1) 農耕地

① 穀作地

保有地から納付された『穀物』《granum》には、7例 [no. 8/15/20/25/26/39/69] を除いて、穀物の種類は明記されていない。直領地から収穫されるべき穀物の種類が細かに指定されているのとは対照的である⁽³⁾。納付量は、数モディウスの定額か、3分の1もしくは4分の1の定率で定められている。プレシア近郊に広がる第2、第3、第4所領群では定額、プレシアから遠くポー河とその支流の低地河川流域に広が

(2) こうした遠隔地所領の特産物は、領主の荘園経営と商業にとって非常に重要である。かつて中世初期商業は、都市の手工業製品を司教が扱う国際的商業と、農産物を荘園領主が扱う在地商業に二分されて考えられていた。この二分法の枠内でだが、反論として、荘園領主の国際的商業への関与の可能性を強調するロベツやヴィオランテの見解もあった。しかし現在では、中世初期には都市と農村の機能を二分化して集落を固定的に分類するのではなく、地域内での諸集落の相互補完関係が重要とされている。荘園制内部での手工業の評価が高まり領主支配拠点が都市的機能を持つことが明らかになる一方、都市囲壁内部でかなり大きな農地が確認されるからである。また在地商業と国際的商業はそれだけで完結しておらず、両者の間を結んだ商品の移動も想定されている。サンタ・ジュリア・ディ・プレシア修道院領の《siricum》を、従来の『絹』ではなく『赤色顔料』としたトゥベールの論稿 [(45)] はこうした動向を踏まえている。トゥベールは、もともと中世初期イタリアの農民経済の力強さを強調し領主がそれらを有機的に統合する手腕を高く評価している。ただし《siricum》を安易に『絹』と解釈して領主の国際的商業への関与を称揚してきた見解を訂正しているのである。その上で『赤色顔料』の重要性に新たに注目している。

(3) 直領地での穀物の種類には、『小麦』《frumentum》、『スペルト麦』《spelta》、『ライ麦』《segale》《saligo》、『大麦』《ordeum》、『オート麦』《avena》、『雑穀類』《mileum》《milega》《panicum》がある。

る第5所領群では定率での規定が一般的である。穀物の種類が明記されている場合にはモディウス数で指定されるが、第5群の中で最も離れた所領 Miliarina [no. 69] の場合では、小麦3分の1、その他の穀物4分の1と種類の指定があっても定率での納付となっている。

農民が保有地で耕作していた穀物は、直領地で耕作された穀物と異なっていたのだろうか。7例とはいえ、保有地からも小麦、ライ麦、大麦、オート麦などが納められている点に注目すれば、保有地でもこうした穀作が知られているのは明らかである。アンドレオリに よれば、農民は多様な穀物を播種し、収穫期のずれを利用して1つの不作を他の収穫で補い、収穫高の落ち込みを回避しようとするという [(3) pp. 177-8]。農民にも多様な穀作が好まれていたと考えられよう。一方領主は、保有地からは、特定の穀物よりもとにかく一定量の穀物の確保を優先するとされ、賦課租で穀物が総称されているのは、農民側の理由というよりもむしろ領主の都合が働いていると考えられよう。ところで、中世初期の農民にとって穀作は、最も労力を注ぎ込んだ耕作ではなく、むしろ粗放的とすら考えられていた。集約的耕作が行われていたのは、農民家屋の近くに耕地が配された果樹栽培や庭畑地の方だと考えられている [(3)]。

② 果樹栽培地 (地図3)

果樹栽培で最も重要なのは、『ブドウ酒』《vinum》の賦課租から分かるブドウ栽培であろう [(40); (41)]。ここで取り上げた75所領の中で、農民がブドウ酒の賦課租を全く納めていないのは6所領しかない。《vinum》はアンフォラ、ウルナ、コンツィアの単位で定額で納められるか、2分の1もしくは3分の1の定率が定められている。90数件の言及の3分の1が定額、

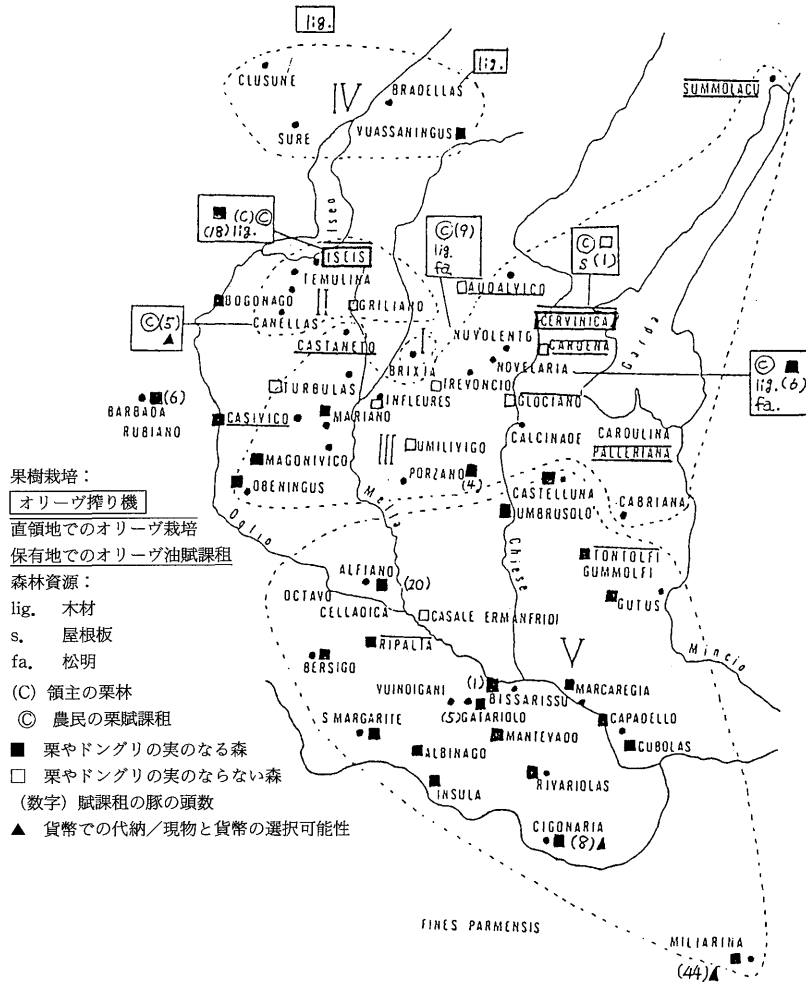
3分の2が定率であり、定率規定の75%強が2分の1支払、4分の1支払の1例を除いて残りは3分の1支払である。もちろん領主直領地にはブドウ畑があるがこうした賦課租を納める以上当然、保有地のブドウ栽培も一般的であったと考えられる。

次いでオリーブ栽培に注目される [(41)]。

『油』《oleum》と記載されるオリーブ油の納付6例は、第3所領群のガルダ湖とブレシアに近い地域に集中している (地図3)。2分の1の定率規定が1例 [no. 14] の他は、総て定額での納付である。ここではオリーブ栽培が、領主の大規模栽培、農民の小規模栽培に二極化しているのうかがわれる。オリーブ栽培が集中する第2、第3所領群の6つの直領地 [no. 8/12/13/14/15/27] の中には、1000リブラものオリーブ油が採れる広大な『オリーブ畑』《olivatum》[no. 8] や580本に及ぶ『オリーブの木』《arbores olivarum》[no. 27] が存在する地域がある。こうした直領地での大規模経営の傍ら、保有地での小規模なオリーブ栽培もあったはずである。直領地にオリーブ栽培がある所領で、保有地からも《oleum》支払が見られる3例 [no. 12/14/15] はいうまでもない。直領地にオリーブ栽培を欠くのに、農民がオリーブ油を納付する3所領 [no. 18/21/23] に注目しよう。いずれも15リブラ、6リブラ、10リブラといった少量ではあるが、保有地での独自の農民栽培を示唆すると思われる。

保有地でのオリーブ栽培はまた、領主の『オリーブ搾り機』《torcula ad oliva torcolandum》からの収入によっても、間接的に知ることができる。所領 Iseis [no. 8] と所領 Cervinica [no. 27] に1基ずつあるオリーブ搾り機からは、それぞれ年間12リブラ、60リブラのオリーブ油の

地図3 果樹栽培・森林資源・豚放牧

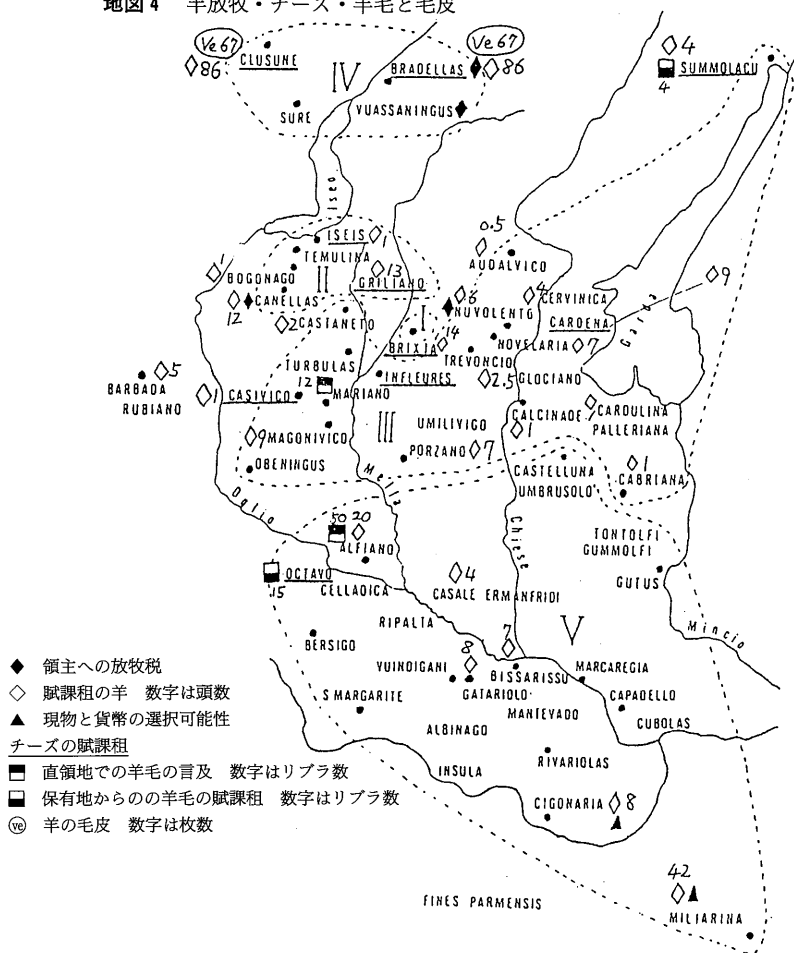


収入がある。使用強制の程度は不明だがともかく農民はこうした領主の施設を利用し、その対価をオリーブ油で支払っていたものと思われる。使用頻度や税率が不明であるため、搾り機にかけられたオリーブ量の試算はできないが、ここから農民のオリーブ栽培は決してまれでないことがうかがわれる。

果樹栽培にはさらに『栗』《castanea》が挙げられる(地図3)。所領 Iseis [no. 8] の直領地に1か所『栗林』《castenedum》の言及がある他

は、栗 [no. 6 / 8 / 25 / 26 / 27] は総て保有地からの賦課租である。《castanea》は粉にして保存し人間の食用にあて、また粗放的ではあっても栗の木には手入れがされていて、決して単なる採集ではないという [(3) pp. 201-7 ; (25) pp. 206-7]。直領地に森林がなくとも [no. 6]、直領地の森林が栗やドングリの『実のならない森』《silva infructuosa》であっても [no. 27]、農民は全員でそれぞれ1モディウス、8モディウスの栗を納めている。ここから、直領地の森林

地図4 羊放牧・チーズ・羊毛と毛皮



の有無や植生とは関係なく、保有地での栗栽培があったことが示唆されよう。オリーブと並んで栗も、農民の小規模ではあれ多様な耕作に含まれていると考えられる。

③ 庭畑地

近年の農民経営の研究から、庭畑地での耕作は農民が最も集約的に行う生産性の高いものだと考えられているが〔(3)〕、所領明細帳では残念ながら不明である。『カブ』《rapa》や『豆』《legumen》《fava》、青物などの畑作物栽培が中心となる庭畑地は、一般に領主への賦課租の対象から除外されているからである。しかし、例

外的にはあるが、ここでもカブと豆の納付が3例〔no. 3/27/39〕確認される。これらは庭畑地ではなく穀作地地条の周縁部で栽培されたため、賦課租の対象となったと考えられている〔(3)pp.183-6〕。いずれにせよ、間接的にはあれ、農民によるカブと豆類の栽培があったのは確認されよう。

農耕活動ではないが、農民家屋の周辺にある庭畑地が、家禽飼養の場でもあったことを付け加えておこう。一般に『鶏』《pullus》と『卵』《ovum》は、保有農1人当たり1羽と5個、もしくは2羽と10個の割合で納付されている。

(2) 非耕地

① 放牧地と羊放牧 (地図4)

保有地からの小羊と羊の納付は29所領から370頭に上る [no. 2/3/6/7/8/9/10/11/13/14/15/17/18/20/21/23/25/26/27/31/34/36/49/50/58/61/67/69/83]。また、羊の放牧は領主の放牧税からも分かる。『山の放牧地』《alpa》[no. 6], 『放牧地』《pascum》[no. 26] から放牧の対価として、それぞれ《ad censum》《de pascuo》の名目でチーズと羊が領主にもたらされている。また別の2所領では『放牧の対価から』《de erbatico》[no. 33/34], それぞれ6デナリウス, 8ソリドゥス4デナリウスが支払われている。この《de erbatico》は直領地のどこ利用に由来するかは不明で、利用者も特定できないが、こうした放牧に対する支払は、農民による未耕地の共同利用の間接的言及と考えられる [(25) pp. 211-2]。ともあれ羊飼養の活発さを知る手掛かりの1つには数えられよう。

放牧地の記載以外で羊飼養をうかがわせるのは、『羊毛』《lana》, 『羊の毛皮』《vellus》, 『チーズ』《caseum》《formaticus》の賦課租である⁽⁴⁾。羊毛と毛皮については手工業の項目で後述するとして、近年食物史研究でも重視されているチーズの納付に注目しよう [(地図4); (28) pp. 248-50]。チーズが課されている10所領 [no. 3/8/9/14/15/21/29/34/36/59] は、羊毛や羊の毛皮、羊そのものの納付も多い所領と重なり、羊飼養の重要性を明らかにして

くれる。年間100リブラに上るチーズを納めている3所領 [no. 8/34/36] の場合は確かに、農耕地からの賦課租のない特定の保有農民がチーズを納めているが、それ以外の場合では穀物やブドウ酒, オリーブ油などの賦課租も同時に支払っており、農耕と牧畜に従事する者が完全に分離しているとは考えにくい。規模は小さくとも、農民の中に羊飼養も行う者がいると位置付け、これを保有農民の多様な活動の現れとみなするのではないか。ところで、所領 Bradellas [no. 34] の直領地では482頭もの羊が数えられているのに、直領地からの収入にはチーズや羊毛, 毛皮などは言及されない。この所領ではチーズ作りは領主給養民ではなく、専ら保有農民に委ねられていたのであろうか。ここではともあれ、保有農の活動の多彩さに注目しておこう。

② 森林と豚放牧・木材 (地図3)

森林資源の利用については、まず、豚放牧に注目しよう。中世初期の豚放牧の重要性は近年特に強調されている点である⁽⁵⁾。事実、ここでも直領地の森林は、豚を『肥やすための森』《silva ad incrassandum》及び『飼養するための森』《silva ad saginandum》, 栗やドングリなどの『実のならない森』《silva infructuosa》の区分があり、豚放牧を指標にして植生が意識されている程である。豚2000頭放牧分の森を擁する所領 Miliarina [no. 69] では、保有農民も『貢租として』《ad censm》穀物5モディウス, ブドウ酒5アンフォラ, 賦役労働年間30日を支払ってそこでの放牧を行っている。ただし、こうした規定は例外的で、一般には直領地での豚放牧

(4) チーズは羊乳のチーズだったと推定される。保有地での牛の存在を示唆する言及は所領明細帳にはほとんどないし、羊飼養が重要な所領でチーズの賦課租が多い。所領明細帳の中では《caseum》はリブラという重量で、《formaticus》は個数で規定される相違が見られるが、《formaticus》はもともと《forma casei》に由来し [J. F. Niermeyer, *Mediae latinitatis lexicon minus*, Leiden, 1984/p. 446], 原料の違いによるとは考えにくい。

(5) 中世食物史という観点でモンタナリーは早くから、森林における狩猟と放牧を対比させて注目していた [(28) pp. 220-53; (29)]。豚に注目し、中世美術の図像学研究と提携した興味深い成果も参照できる [(9)]。

地図5 水車・漁場



の対価は豚で支払われるとされる。豚の納付が12所領で15例 [no. 6/8/17/25/26/27/50/58/61/67/68/83] に上り、総計124もしくは126頭支払われているのに注目しよう。保有農民全員が豚を納めていたのではなく、複数人数に一定数の豚負担がある記載からは農民1人当たりの負担は正確には分からないが、機械的に平均して0.1頭から1頭までの幅がある。この頭数は非常に多いとはいえないが、毎年一定数の豚を納付するだけの豚放牧があった点が重要である⁽⁶⁾。

いま1つの森林資源は、賦課租の『荷車...分の木材』《lignum ad carradas...》、『屋根板』

《scandola》、『松明』《facella》に見られる。屋根板400 [no. 27] と松明 [no. 25/26] がそれぞれ100, 140賦課された2所領には、直領地に広大な森林がある。木材を納める5所領のうち3所領 [no. 8/25/26] の直領地にも大きな森林があるが、荷車30台分がそれぞれ課された2所領

(6) 実際、毎年一定数の豚を納めるのは時に困難が伴ったに違いない。例外的だが豚については、所領 Canellas [no. 6] のように『1年は豚5頭あるいは10ソリドゥス、他の年は豚3頭』《in uno anno porcos V aut solidos X, et in alio anno porcos III》と、隔年で豚の数を減らして賦課租を課した例も見られる。なお現物の、貨幣での代納については、本稿 III-3-(2)-②参照。

[no. 34/36] の直領地には森林の記載がない。こうした現物での納付が、実際には直領地の森林から切り出しと運搬を行う賦役労働なのか、農民の共同地としての森林がありそこからの納付かは、所領明細帳の記載では分からない[(25) pp. 210-1]。ここでは森林資源の重要性を再確認するにとどめるが、こうした作業をこなす保有農民の技能の高さと、おそらく自分自身で斧などの道具を所有していたであろう点は、農民経営の水準を評価する上で特に注目される[(23) pp. 12-3, 26-8]⁽⁷⁾。

③ 河川・湖と漁撈(地図5)

5所領の直領地[no. 8/14/43/56/64]にある修道院領内部の湖・河川の『漁場』《piscatio》《lacus ad piscandum》では、魚撈が盛んに行われていることが分かる。漁場から年間魚50匹[no. 14]、修道院から遠い所領では年間5ソルドゥス[no. 64]が領主に納められているのは、おそらく農民が領主の漁場を利用する対価と考えられよう。これとは異なり、直領地の漁場1と2分の1の『その漁獲総てが修道院へ運ばれるように』《illa piscatio tota ad monasterium erit ducta》[no. 43]という規定も見られる。この所領では魚の賦課租や貨幣での支払いはないため、保有農民には漁場利用が認められず、領主給養民による漁撈に言及されていると考えられる。これ以外に、保有農民58名のうち10名が穀物を納める傍ら『領主の漁場で魚を漁り、

年間1200の魚を支払う』《piscant in dominica piscatione, et reddunt in anno pisces MCC》

[no. 8]ことが課された場合もある。この言及からだけでは、漁撈は農民にとって賦役労働の一種なのか、限られた農民に魚1200を支払わせて漁場の利用を認めているのか不明であるが、魚の数からともあれ漁撈自体が盛んであったことは想定される。おそらく、領主の漁場以外での農民の漁撈もあったのではないかと。わずか2例ではあるが、直領地に漁場のない所領で、一部の保有農民が1人1匹の魚を納めている例[no. 12/21]も見られるからである⁽⁸⁾。

(3) 手工業(地図6)

農民の活動の多様性に注目する際さらに重要なのが、手工業における活躍であろう[(46) pp. 75-8]。領主への従属度の高い奴隷的非自由人が直領地で手工業に携わるのとは異なり、所領ごとの資源を利用する形で保有農民が手工業を行い、賦課租を納めているのである。その賦課租と特定所領への集中を、織布、鉄生産と加工について見ていこう。

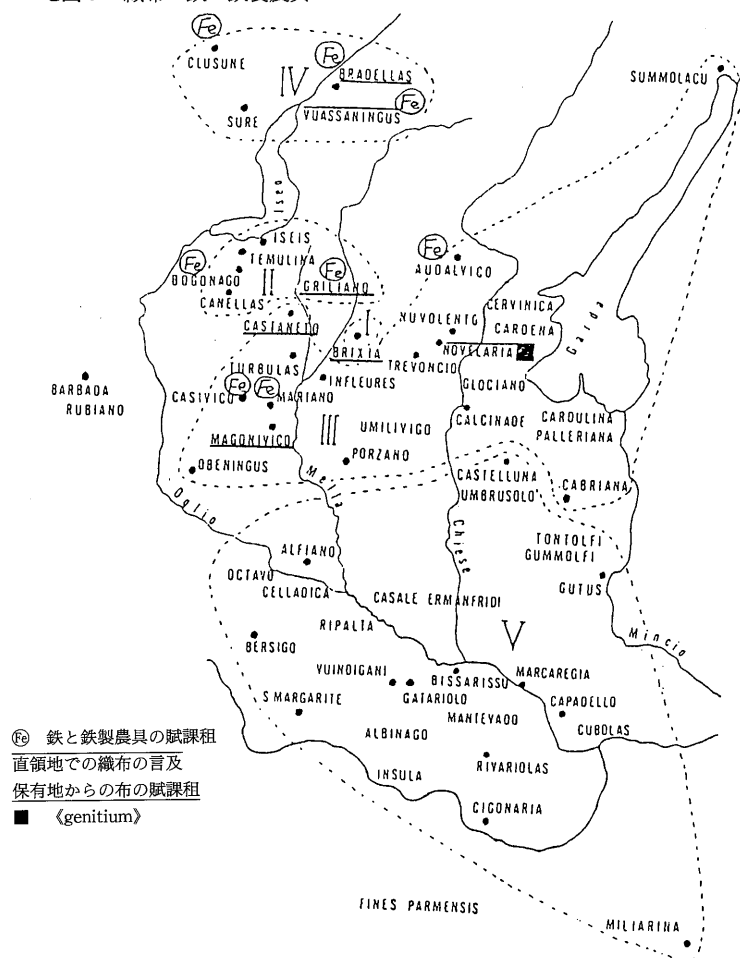
① 織布

布の賦課租は5所領[no. 3/9/23/31/34]で、『粗織り布』《pannus rusticus》、『薄布』《saraciles》《sarcila》《sarciles》、『粗織り厚布』《sagellum rusticum》の3種類の織物が納められている。粗織り布10をおそらく11人から[no. 3]、粗織り布8、薄布2、粗織り厚布2を15人から[no. 9]、薄布2を16人から[no. 23]、薄布3を9人から[no. 31]、厚布1を58人から[no. 34]納められており、これらを課されている農民の人数は所領によりまちまちである。いずれも布以外の生産物地代を納めており、織布に特

(7) 木材と並んで石材の切り出しにも、農民の技能の高さと道具所持の可能性がうかがえる。ガルダ湖北端の1所領[no. 15]の9名に『ただ石切だけを行う』《petras tantummodo operantur》ことが課されている。確かにこの9名は保有地に居住しているが他の賦課租は全く納めていないので、こうした技能にのみ特化した特別な領民と考えることもできる。ただし直領地からの石材の記載は一切なく、こうした作業は、領主給養民には課されなかったのではないかと。

(8) 水流に関する領主の権利と慣習に関しては[(28) pp. 280-2]参照。

地図6 織布・鉄・鉄製農具



化してはいない。他方、一般に盛んだと考えられてきた領主直領地での織布の言及は、わずか2例である。所領 Vuassaningus [no. 33] の直領地収入には薄布1の賦課が、さらに、所領 Novelaria [no. 25] には一般に非自由身分の女性が集まって織布を行う領主の仕事場である《genitium》⁽⁹⁾があり、ここには20人の女性がい

と記述されている。ところでこの所領の領主給養民は男女あわせて16人しかいないので、トゥベールは、非自由人の女性のみならず、保有農民の妻が織布の労働力を提供していた確かな手掛かりの1つに数えているのである[(46) pp. 78-9]。

原材料の羊毛については、おそらく重量リブラで勘定する羊毛と、枚数で数えられている羊の毛皮の賦課租が4所領で見られる。15人の保有農で4リブラの羊毛 [no. 15], 2人で15リブラ [no. 59] の羊毛, 83人で67枚の羊の毛皮 [no. 34], 農民人数は不明で67枚の羊の毛皮 [no. 36]

(9) 一般に《gynaecium》と表記される領主の作業場は、注目されてはきたがもともと総ての荘園にあるものではなく、イタリアではサンタ・ジュリア・ディ・プレシア修道院のこの《genitium》がよく知られた唯一の事例という [(4) pp. 34-5; (46) pp. 78-9]。

が各地で納付されている。地図4で確認されるように、3所領までが羊放牧の盛んなプレシア北部の高地に位置する。

さらに、大所領 Alfiano [no. 58] の付属所領でオリオ川沿いの所領 Octavo [no. 59] では、農民2名で『麻』《linum》を6リブラ支払っている。所領 Alfiano [no. 58] では直領地収入に毎年50リブラの羊毛と並んで、『麻束』《linum fassions》¹⁰が挙げられている。直領地でも保有地でも、この2件以外に麻の言及はない。

ところで、直領地で布の原材料が確認されるのは Alfiano の他に、所領 Mariano [no. 30] での羊毛12リブラしかない。織布の言及はそもそも保有地からの賦課租の方に多く、羊やチーズの賦課租をあわせて考えると、農民の羊飼養の規模はかなり大きなものであったことが分かる。そこからの羊毛や毛織物が賦課租支払の他、農民自身の消費分や売却にまわる余剰も生まれていると考えても全く的外れではあるまい。織物には3種類あり、また《genitium》の言及から領主の仕事場での技術と農民の技術にも差がないことも想定される。農民の貨幣入手の可能性として、一般に農村市場での毛織物の売却がいわれるが、サンタ・ジュリア・ディ・プレシア修道院の農民にもその可能性が指摘できよう。

② 鉄生産と加工

『鉄』《ferrum》と鉄製農具の生産は、領主直領地部分には一切言及がなく、農民保有地からの賦課租でしか知られていない。原料の鉄鉱石の産出によるものであろうが、8所領に集中している[no. 3/7/18/21/30/33/34/36]。おそらく棒状に成型された鑄鉄である《ferrum》については、第2、第3所領群で年間、11名で100リブラ [no. 3]、1名で20リブラ [no. 7]、8名で30リブラ [no. 21] を納めている例があ

り、さらにカモニカ溪谷入り口の第4所領群では4所領のうち3つまでが、1名⁽¹⁰⁾で130リブラ [no. 33]、83名で60リブラ [no. 34]、人数は不明ながら60リブラ [no. 36] をそれぞれ納付して、ここが原材料に恵まれた地域であることを示唆している。鉄製農具については、『犁先』《vomer》[no. 3で20/no. 18で4/no. 30で5]、『斧』《securis》[no. 3で3]、『手斧』《mannaria》[no. 3で1]、『鉄製二股熊手』《furca ferra》[no. 3で2]、『草刈り鎌』《falx》[no. 18で4]の種類が挙げられる。鉄や鉄製農具のみを課された者はなく、この手工業に特化した農民はいないといえよう。ただしそれらとあわせて支払われた賦課租のうち穀物納付は3例しかなく、こうした所領では確かに穀作があまり盛んでなかったのを想定させる。いずれにせよ、鉄や鉄製農具の製造という重要な手工業が保有農民に専ら委ねられているのである。かなりの量の鑄鉄に加えて多様な農具が加工されていたのは農民の手工業技術の高さとともに、農耕での農具使用と生産性の向上が想定されよう。

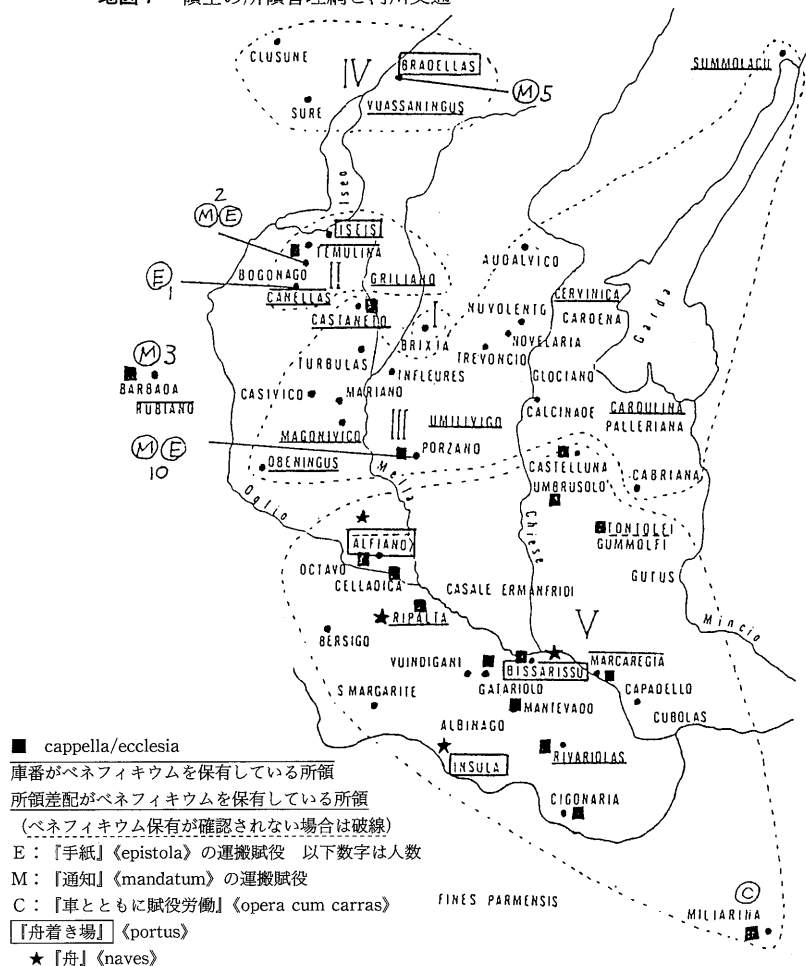
3. 領主の管理経営拠点と所領間流通

(1) 所領の有機的連関の基盤（地図7）

修道院と個別所領は、基本的にはまず領主給養民のいる直領地部分の経営において結び付いているが、保有地の管理は何を通じて行われていたのか。所領明細帳は領主の経営の道具であるために、それらの管理と統合の手段についての手掛かりも記載される。それらを通じて、領主による管理と経営の連絡網を浮かび上がらせたい。

(10) ただしこの1名は、ベネフィキウムとして土地を保有している『所領差配』《scarius》。

地図 7 領主の所領管理網と河川交通



① 管理の有機的連関

まず、16の農村『礼拝堂』《cappella》[no. 4/16/22/37/41/45/47/51/52/55/57/62/66/68/82/92]と1つの『教会』《basilica》[no. 54]が注目される。こうした中世初期の教会組織と修道院との関係、教区組織や教会ヒエラルキーでの農村礼拝堂の位置付けなどについては、本稿では取り扱えない大きな問題が控えている。ここでは、所領明細帳上で、礼拝堂の所有財が土地から貴金属製品に至るまで詳細に記載されてい

ることから、明らかにこれらが修道院の所有に帰し、おそらく周辺領民の教会として機能していたと考えることだけを確認しておこう。農村礼拝堂の建立は一般に開墾と人口増加の指標の1つと見なされているが、ここではさらに、修道院領主の農民支配拠点としての役割が想定される⁽¹¹⁾。

次いで、『庫番ガリヴェルトゥスのベネフィキウムについて、彼は空いた保有地1を持ち、この保有地は...のものを支払う』《De beneficio

Gariverti kanabarii habet sortem absentem I, qui reddet...」[no. 5] といった形でベネフィキウムを与えられた、領主家人層の『庫番』《kanabarius》7名 [no. 1/2/5/6/42/58/85]と領主役人の『所領差配』《scarius》13名 [no. 3/6/11/15/19/23/27/31/32/33/38/46/56] に注目される。彼らはおそらくベネフィキウムを与えられた所領に居住し、職務についていたものと思われる⁽¹²⁾。

さらに、第2, 第3, 第4所領群の5所領 [no. 6で1名/7で2名/17で10名/34で5名/82で3名] で、一部の保有農民や『半自由人』《aldius》が、『通知』《mandatum》や『手紙』《epistola》をおそらく修道院へ運搬する賦役を課されているのが興味深い。

これら3要素の分布地図7を参照しよう。おおまかにいって、庫番5名と所領差配11名はブレシアを中心とした第2, 第3所領群に集中しており、そこには農村礼拝堂は4つしかない。他方第5所領群では庫番2名、所領差配は3名しかないが、農村礼拝堂は12ある。また、通知や手紙の運搬も、第2, 第3群の所領に特に集中している。所領管理の点では修道院領は北の第1～4所領群と南の第5所領群に大別されるように思われる。庫番や所領差配の配置、書状の運搬賦役を見ると、北部では、ブレシアとの近さから、修道院の直接的管理が行われてい

たのではない。他方、南部ではおそらく農村礼拝堂を領主の支配拠点として、間接的管理が行われていたのではないかと想定される。

② 経営の有機的関

さらに、実質的な経済活動の面で、領主支配の中心拠点と各所領がどのように結び付いているか、所領群内部に在地の中心的所領となつて所領相互を結び付けている特定所領がなかったかを検討したい。

第1に、毎年の生産物地代の搬入先が分かれば、領主の管理拠点と各所領の結び付きが明らかになり、そこから領主管理の性格を想定する材料が提供される⁽¹³⁾。荘園類型論でもそれが、領主拠点に直接搬入される集中管理型と、途中の所領への搬入と保管が行われる中継管理型という、管理の2タイプの分類指標となっている [(5) pp. 147-60; (52)]。しかしながらサンタ・ジュリア・ディ・ブレシア修道院所領明細帳では、賦課租の運搬賦役も搬入先も、手掛かりとなる記載がほとんどない。通知と手紙以外の運搬賦役は、ここではブレシアから最も遠い大所領 Miliarina [no. 69] での『各自が荷車とともに41の賦役労働をなす』《facit unusquisque operas cum carras XLI》1例のみなのである。

生産物地代を運搬する賦役が所領明細帳に記載されないのは、そもそも記載が不要だったからではないかとの考えもある。領主給養民が領主の指定により運搬を担うとしたら、所領明細帳への記載はないであろう。あるいは逆に、記載の必要もないほど保有農民自身による搬入が

(11) 中・南部リエティ近在の遠隔地所領 Sextuna [(地図1) no. 93/94] には『教会』《eclesia》が2あり『修道士』《monachus》17名がいる。修道院から遠い所領の教会に修道士がいるのは、領主の支配拠点としての教会や礼拝堂の役割を示しているように思われる。

(12) 1例のみ、所領 Tontolfi [no. 38] の所領差配が所領 Gutus [no. 40] にベネフィキウムを持っている。《In curte Gutus..... De beneficio Kisulfi, scarii de curte Tontolfi, habet etiam sortem unam》参照。

(13) イタリア北部の農地契約の検討からガレットィは、生産物地代の納付には、直接領主の管理拠点へ搬入する場合、所領群の中心的所領に搬入する場合、所領ごとに保管し、領主役人が巡回して搬出する場合と3つのケースを想定していた [(24) p. 80]。

当然だったとも想定できる。当時の保有農民にとって場所が決まっていたのならば搬入先の記載もなかったであろう。ともあれ、残念ながら、運搬賦役はここではこれ以上の手掛かりは提供してくれない。

次に、所領群の北で3人、南で2人確認された庫番に再度注目しよう(地図7)。庫番の存在は、その所領に生産物地代が搬入されて一時保管される貯蔵庫があったことを示唆しないだろうか。庫番のうち3人は、所領 Temulina [no. 5], 所領 Canellas [no. 6], 所領 Rubiano [no. 85] に確認されるが、ここには修道院近くの貯蔵庫があったのではないか。他方、所領 Alfiano [no. 58] と所領 Marcharegia [no. 42] は、プレシアから離れた第5所領群の生産物地代の貯蔵・保管の機能を持ち、周辺所領の中心になっていたのではないだろうか。そもそも運搬賦役は第5所領群のなかでも最も離れた所領 Miliarina [no. 69] でしか確認されないが、ここを起点としたプレシアへの荷車での運搬賦役の途上で、所領 Marcharegia と所領 Alfiano に寄り、そこでの貯蔵分を加えてプレシアまでの運搬を担当したことも可能性の1つとして考えられる。

さらに、特定所領が周辺所領の農民を引き付ける要素として、水車とオリーフ搾り機という領主の設備がある。実際これらの設備は、中世初期の農民への使用強制の程度は不明ながら、毎年かなりの貢租を領主にもたらしている。

直領地での水車の設置数は多く、その分布も広範囲に亘る(地図5)。水車は31基あり、さらに分数で権利が確認される場合が4例 [no. 20/21/27/47] 見られる。これらはいずれも『水車1, これは年間15モディウスの穀物を納める』《molina I, que reddit in anno de grano modia

XV》[no. 3] と、穀物による貢租を得ている。

1所領に1基設置された16例 [no. 3/7/18/25/28/29/30/31/35/41/48/56/63/67/83/84], 2基が6例 [no. 17/26/36/39/50/53], 3基が1例 [no. 58] 確認され、1基からは年間6モディウス [no. 28] から例外的に多い場合で52モディウス [n. 67], 平均して20モディウス弱の納付がある。

ここで取り上げた所領のほぼ半数に設置されている普及状態から、水車は非常に特別な設備とは考えられない。想定された貯蔵・保管拠点のように、特定所領に数カ所設置された設備が使用強制を通じて周辺所領への求心性を発揮し、そこが在地の中心的所領になるのではないかという想定は、確かに水車には当てはまらないといえよう。ただし水車のない所領では、確かに一部には手押し臼の利用もあろうが、残りはやはり近隣の水車へと運ばれたのではないか。水車の設置が特権的ではなく1基の影響圏が当初想定したより小さいにせよ、この設置には所領相互を結び付ける一定の作用があったと思われる。もちろん、ここでの水車普及数からうかがわれる荘園全体の技術水準の高さ、そこからの高額な貢租収入も印象的であるといえよう。

他方、オリーフ搾り機の方ははるかに少なく2基 [(地図3); no. 8/27] しかない。いずれも領主の栽培地が集中し、農民にもかなりの賦課租が課されているプレシア北部湖畔地域のオリーフ栽培の中心地に設置され、この設備がまず領主の大規模なオリーフ栽培と結び付いているのは明らかである。しかし、使用強制の程度は水車の場合と同様不明だが、保有農民もオリーフを搾るためここに収穫を運んでくるのが、利用に対する貢租から分かっている。オリーフ栽培地は集中しているために影響力は限られた

地域にしか及ばないとはいえ、搾り機も周辺所領の農民を引き付け、領主の側からいえば農民掌握の機能を持つのは確かである。またオリヴ搾り機は少数であるために、水車の場合よりも求心性が高いとはいえよう。

(2) 所領間流通の2つの局面

最後に、所領と所領、修道院と所領を結び付ける交通と貨幣という流通の2つの局面について検討しよう [(44) pp. 34-63]。陸路については荷車での運搬賦役の示唆しかないため、ここでは河川交通の言及に注目する。また貨幣については、農民の支払う貢租や賦課租の現物支払と貨幣支払の選択の可能性を取り上げ、在地の貨幣流通の一端を確認したい。

① 河川交通 (地図7)

所領明細帳には湖と河川を利用した交通を示唆する『舟着き場』《portus》と『舟』《navis》の言及がある。5所領 [no. 8/34/50/58/64] で『舟着き場1, ここから毎年貢租として銀貨で...ソリドゥスがくる』《portum 1 unde venit in anno ad censum de argento solidos...》といった記載がある。貢租は貨幣での支払が3例 [no. 8/34/64], 穀物60モディウスでの支払が1例 [no. 58], 貨幣と穀物をあわせた支払 [no. 50] が1例見られる。舟は、舟着き場のある3所領 [no. 50/58/64] で確認され、さらに舟のみ確認される1所領 [no. 56] がある。『舟6隻, ここから毎年塩42モディウス, 10ソリドゥスがくる』《naves VI, unde veniunt in anno de sale modia XLII, solidi X》[no. 50] と、舟からの領主の収入には、塩、貨幣、穀物を組み合わせたものが見られる。

こうした舟着き場や舟の利用者は、所領明細帳の記載からは特定できない。しかしピアチェツァとパヴィアでの《portus》所有も考えあわせ

て、これらは、修道院の国際的大商業を示唆すると考えられてきた。舟からの支払は荘園外部から来た舟へ課された流通税の一種と解釈され⁽¹⁴⁾、舟着き場と舟は領主の荘園経済において専ら外部との取引を想定する材料になっている。こうした見解は、特に幹線交通河川ポー河の所領 Insula [no. 64] やポー河支流の分岐点付近の所領 Bissarissu [no. 50] での舟着き場の位置から、一層強められると考えられよう。反対に、これらは荘園内部の所領間流通という観点からは、従来余り注目されてこなかった。

しかし、舟の言及はないが舟着き場がある所領 Iseis [no. 8] と所領 Bradellas [no. 34] には、荘園の外部とだけではなく所領間の流通が示唆されてはいないだろうか。これら以外の舟着き場はポー河とその支流の分岐点に位置しているのに対し、所領 Iseis はイゼオ湖の南端、所領 Bradellas は北端で湖に流れ込むオリオ川左岸に位置する。所領 Bradellas の位置するカモニカ溪谷入り口は、基幹河川路のポー河からはかなり離れたいわば交通路の端のような地点といえる。もし舟からの収入を領主の流通税とみなすならば、その記載がないことは、交易のためにこうした地点まで荘園外部の舟が遡及することはなかったことを示唆しているのかもしれない⁽¹⁵⁾。所領 Bradellas は、羊の放牧に加え、

(14) ヴィオランテは特に所領 Insula [no. 64] での言及『ミリテースの舟からは年間塩48モディウスと2ソリドゥス8デナリウスがくる』《de navis militorum veniunt in anno de sale modia XLVIII et solidi II cum denariis VIII》に注目している。ヴィオランテはこの《milites》をコマッキオの領主役人で商業に携わる者と同定し、ポー河商業路での活躍の証拠とした。舟からの収入はそこを訪れる舟に対する流通税とみなし、さらに支払の塩や穀物は商業路で運ばれて来る商品とも考えている。

(15) ただし舟からの収入を流通税とのみ見なす解釈にはなお疑問が残る。舟6隻 [no. 50], あるいは舟3隻 [no. 56/58] と記載に舟の数が限られている

鉄と鉄製農具加工、織布の手工業が集中している第4所領群にある。これらの産物の修道院への搬入を考えれば、所領 Bradellas と所領 Iseis の舟着き場は、荘園外部との交易というよりまず、修道院内部の流通を支えるものと考えられるのではないか。そう考えれば、そこには荘園外部の商人ではなく、むしろ生産物地代を運搬する農民の活動が見られたに違いない。

② 貨幣流通

ここで取り上げた所領群で、保有地からの貨幣貢租の言及が一件もない所領は13しかない。保有農民全員による支払ではないし、1件あたりの金額にもばらつきがあるが、多くの所領で農民に貨幣による貢租を課すのは特別なことではなかったといえる。複数保有農民への累計的賦課が多く、農民1人当たりの支払い額は機械的な平均しか分からないが、2から9デナリウスの幅があり、例外的には1人当たり1デナリウス以下の場合も30デナリウスの場合もある。

所領 Canellas [no. 6] には『ある年は豚5頭あるいは10ソリドゥス』⁽¹⁶⁾という、家畜の貨幣による代納がある(地図3)。一般に現物の金納化傾向は農民の経済状況の好転の印とされており、この場合はその現れかもしれない。ところが第5群の所領 Cigonaria [no. 67] と所領

Miliarina [no. 69] には、逆に、一見すると貨幣が現物で代替されたかのような『11ソリドゥス半に対して豚8頭、4ソリドゥスに対して羊8頭』《porcos VIII pro solidis XI et dimidio, berbices VIII pro solidis IIII》[no. 67] という表現がある。トゥベールは中世初期の荘園内部での貨幣の浸透を高く評価しているが、その現れとして類似の表現を引用している [(44) pp. 51-3]。つまりこれらを、領主にとっては飢饉や自然条件から現物での支払が不可能な場合には貨幣での要求を可能にする規定だとしたのである。貨幣は、家畜飼養の不安定さを補い支払を確実にするための選択肢であった。すなわち、農民はおそらく織布などの手工業を通じてこうした支払を可能にする程の致富の機会を得、貨幣蓄蔵の可能性もあったというのである。その一部は貢租として、またオリーブ搾り機や漁場利用の対価として、時には家畜の代替として領主に支払われていた。サンタ・ジュリア・ディ・ブレシア修道院領でも、貨幣の役割が決して小さくなかったのは確認されたと言えよう。

IV. 結び——サンタ・ジュリア・ディ・ブレシア修道院領の構造

以上のような分析から、地域ごとの資源、環境、植生を活かした多様な農民経営と、それらを有機的に統合して多様な賦課租を確保している領主支配の一端が明らかになった。最後に、3から7までの地図を参照しながら、所領群ごとの特徴を考えてみよう。

第2所領群には庫番2名と所領差配2名が配置されており、保有地からは鉄と鉄製農具と織布が納められ、羊の飼養と豚放牧も重要である。直領地では大規模なオリーブ栽培が見られ、豚放牧に適した森林も広がり、木材の切り出しも

が、流通税規定に年間に数隻と限定するだろうか。また、舟着き場がないにもかかわらず、所領 Rivalta [no. 56] では『舟3隻、ここから毎年塩20モディウス、穀物15モディウス、12デナリウスがくる』《naves III, inde venit in anno de sale modia XX et grano modia XV, denarios XII》と記載される。他の設備と同様、舟からの収入には、領主所有の舟を領民が利用して支払う対価が含まれているのではないか。そうであるならば、ここには舟の流通税を払う荘園外部の商人ではなく、貢租を払って領主の舟を使う荘園内部での領民の流通活動を読み取ることができるかもしれない。残念ながら、こうした点については、所領明細帳だけではなく他類型の史料をも検討した、体系的な流通に関する研究の進展を待たなければならない。

(16) III-2-(2)-②, 注(6)を参照。

ある。さらに、湖の資源を活かした漁撈も活発であった。この所領群では、庫番と所領差配のいる管理拠点の他に、58名の保有農民を擁した最大所領 Iseis [no. 8] に、実質的な経済活動拠点があるように思われる。ここでは領主が大きな権利を持つ森林と河川・湖資源が最大限に利用され、さらに舟着き場がイゼオ湖とオリオ川での舟運を経て第4所領群と修道院との交通を確保する重要な機能を持っているからである。

イゼイス湖とオリオ川によって第2所領群と関係が深い第4所領群は、類似した性格を持っている。所領 Sure [no. 35] には直領地しかないが、他の保有地では鉄と織布の手工業と羊飼養が盛んであり、森林から木材の切り出しも行われている。所領差配は1名しかおらず、庫番には言及がない。賦課租は第2所領群まで運搬されそこで保管されたのかもしれない。生産規模では所領 Bradellas [no. 34] と所領 Clusune [no. 36] がほぼ同じだが、Clusune には農民保有地と農民数の正確な記載がない。他方、Bradellas には舟着き場があり通知運搬も見られるので、河川交通と行政上の連絡網での修道院との結び付きから、Bradellas が所領群の要になっていたのではないだろうか。

第3所領群は、ガルダ湖西岸地域にオリーブ栽培が集中しているのが目立つ。西には栗やドングリの実のなる森林が多いのに、この付近には「実のならない」と形容された森林も多く、オリーブ栽培の進展に伴って植生の人為的な変化があったことも想定させる。所領群西で鉄生産や織布の手工業がみられ、所領群東のガルダ湖付近で木材や松明、屋根板の切り出しがある。ここでは安定した穀物での賦課租を納めながら、それぞれの所領が特に森林の植生や資源を活かして1つずつ別の産物を担っているかのようで

ある。この所領群では、かなり分散した地域に6名の所領差配がいるが庫番は1人も確認されず、中心的所領を想定するのが難しい。ここでは、集中管理型と呼びうるような形で、賦課租はおそらくプレシアの修道院に直接搬入されたのではないか。ただし、保有地統合のために所領群の中に別の領主拠点があるとすれば、ここで唯一農村礼拝堂を持ち手紙や通知の運搬でも修道院と連絡を持っている所領 Porzano [no. 16/17] を想定することができるのではないか。

ポー河流域平野の第5所領群では鉄や織布に関する手工業は全く見られず、木材の切り出しも見られない。オリーブは2つの直領地に数本の木がある以外に一切言及がない。羊は、所領 Alfiano [no. 58] で20頭、所領 Miliarina [no. 69] で42頭が集中して納められている他に、数所領で数頭の言及がある。栗やドングリの実のなる森林が点在するため豚の賦課租は他所領に比べ多い。この所領群で最も重要な産物は、4分の1から3分の1の定率で納めている穀物と考えられる。ここの半数近くの所領には農村礼拝堂があり修道院の行政上の管理網を形成したと思われるが、庫番は2名、所領差配は3名しかいない。第2群とやや異なり、この所領群では管理拠点と生産拠点が重なって1つの中心となっているのではないか。その例が Alfiano であろう。庫番の他に、全所領でもここにしか言及のない『保有農民40名が居住し...、彼らの中に壁、家屋、樽をつくるための技能のある者8名がいる』(sedunt manentes XL..., et sunt de ipsis VIII magistri ad muros et casas et buttes faciendum) ことにも注目される。この《magistri》達は保有農民であって、こうした技能による活動に特化してはおらず特別な賦課租もない [(23) pp. 26-7]。しかし、所領の中で

必要な建築や手工業を担う人々が集中しているのは、特別なことであると思われる。さらにここには舟着き場と舟もあり、オリオ川流通の中心と考えられる。第5所領群では舟着き場は他に2つあるが、そこでは所領経営では何ら特筆すべき点がなく、やはり所領経営の中心で交通の結節点であったという点で Alfiano の求心性は最大だったのではないか。

このような検討から、確かに農民保有地での活動が手工業までも含んで多岐に亘り、従来考えられてきた以上に活発であったのが分かる。また、所領群の比較からさらに、領主の管理と統合が、修道院からの距離や経営形態、流通拠点への配慮などの要因によって異なっていたのも明らかになった。

本稿では、サンタ・ジュリア・ディ・プレシア修道院所領明細帳をいわば静態的な史料として用い、所領群ごとの農民保有地経営の構造と領主管理の特徴を検討したにとどまった。しかし、史料論を踏まえた近年の研究動向では、所領明細帳の動態的活用の必要性がつとに指摘されている [(55) 238-41頁]。特に作成状況の検討から、一部の所領明細帳には複数年代の記録が書き重ねられているのが明らかになりつつある。所領明細帳は一気に作成されそれ以後変えられなかったのではなく、実は時代に応じて補完や訂正といった改変をうけつつ、さまざまな機会に集成されたい。複数年代の記録が堆積していることからこれは複層性と呼ばれているが、ここに所領明細帳の動態的活用を可能にする最大の手掛かりを見いだせるという [同234-5頁]。ただし、プレシアの所領明細帳に関しては、新版刊行の際にも複層性の検討は始められていないように思われる。

ともあれ複層性が明確ではない場合でも、所領変動の手掛かりを別の形で得ることはできる。従来からの問題関心ではあるが、保有地上の人口過剰や直接経営地の細分化、また農民身分規定と賦役労働の関係の検討がそうである。今後の研究課題としてこうした点からの分析を急ぎたい。

また、イタリアでは、リヴェッロ契約に代表される農地契約が荘園制形成期の史料と位置付けられ、所領明細帳は荘園制確立期の史料と見なされている [(51) 153-4頁]。しかし、もし所領明細帳の記載に所領や農民の変容を反映した記述が多ければ、イタリアでもそれが単に完成したものを静態的に写すだけではないといえる。そうであれば、過渡期の姿をあえて記録する領主の意図も重要になってこよう。イタリアの荘園制形成は他地域より遅く所領明細帳作成も比較的遅いという見解 [(5) p.125] と、サンタ・ジュリア・ディ・プレシア修道院所領明細帳の年代を従来より早い時期に想定してこれをプリュム修道院のものと同時期のものと強調し、こうした点からもイタリアの所領明細帳が他のカロリング国家のものと大きく異なっていないと主張する見解 [(36) pp. 108-9] とが、イタリア学界でも併存している。すなわちイタリアの独自性の強調か、カロリング帝国内部での共通性の強調かという大きな問題にもつながっていくであろう。サンタ・ジュリア・ディ・プレシア修道院の所領明細帳の検討をさらに深めて、こうした大きな展望への窓としたい。

文 献 目 録

- (1) AA. VV. : *Ricche e studi sul «Breviarium ecclesiae ravennatis» (Codice bavaro)*, Roma, 1985.
- (2) *L'ambiente vegetale nell'alto Medioevo*

- [Settimane 37], Spoleto, 1990.
- (3) Andreolli, B. : *Il ruolo dell'orticoltura e della frutticoltura nelle campagne dell'alto Medioevo*, in (2), pp. 175-211.
 - (4) Id. : *Tra potere gineceo. Il lavoro delle donne nelle grandi aziende agrarie dell'alto Medioevo*, in (34), pp. 29-40.
 - (5) Andreolli, B./ Montanari, M. (ed.) : *L'azienda curtense in Italia. Proprietà della terra e lavoro contadino nei secoli VIII-XI*, Bologna, 1983.
 - (6) Anderolli, B./Fumagalli, V./Montanari, M. (ed.) : *Le campagne italiane prima e dopo il Mille. Una società in trasformazione*, Bologna, 1985.
 - (7) Andreolli, B./Fumagalli, V./Montanari, M. (ed.) : *Le prestazioni d'opera nelle campagne italiane del Medioevo*, Bologna, 1987.
 - (8) Andreolli, B./Montanari, M. (ed.) : *Il bosco nel Medioevo*, Bologna, 1988.
 - (9) Baruzzi, M./Montanari, M. (ed.) : *Porci e porcari nel medioevo. Paesaggio, economia, alimentazione* (Museo di San Marino di Bentivoglio. Emilia-Romagna), Bologna, 1981.
 - (10) Bois, G. : *La mutation de l'an Mil. Lournand, village mâconnais de l'Antiquité au féodalisme*, 1989.
 - (11) Bonnassie, P. : *Du Rhône à la Galice : Genèse et modalités du régime féodal*, in *Structures féodales et féodalisme dans l'Occident méditerranéen (Xe-XIIIe siècle)*, Rome, 1978, pp. 17-55.
 - (12) *Carta archeologica della Lombardia. La provincia di Brescia*. 1 vol. + carta, Modena, 1991.
 - (13) Castagnetti, A./Luzzati, M./Pasquali, G./Vasina, A. (ed.) : *Inventari altomedievali di terre, coloni e reddi*, Roma, 1979 [Fonti per la storia d'Italia no. 104] .
 - (14) Cottineau, L. H. : *Répertoire topo-bibliographiques des Abbayes et prieurés*, Mâcon, 1935.
 - (15) *La croissance agricole du haut Moyen Age. Chronologie, modalité, géographie* (Flaran, 10), Auch 1990.
 - (16) Devroey, J. -P. : *Mansi absi : indices de crise ou de croissance de l'économie rurale du haut Moyen Age ?* in *«Le Moyen Age»* , 1976, pp. 421-51.
 - (17) *Dictionnaire d'histoire et de géographie ecclésiastiques*, tom. X, Paris, 1938.
 - (18) Fumagalli, V. : *Coloni e signori nell'Italia settentrionale. Secoli VI-XI*, Bologna, 1978.
 - (19) Id. : *Strutture materiali e funzioni nell'azienda curtense. Italia del Nord : sec. VIII-XII*, in *«Archeologia medievale»* , 1980, pp. 21-29.
 - (20) Id. : *«Langobardia» e «Romania» : L'occupazione del suolo nella pentapoli altomedievale*, in (1), pp. 95-107.
 - (21) Id. : *Città e campagna nell'Italia medievale*, Bologna, 1985.
 - (22) Id. : *L'uomo e l'ambiente nel Medioevo*, Bari, 1992.
 - (23) Galetti, P. : *La casa contadina nell'Italia padana dei secoli VIII-X*, in *«Quaderni medievali»* , 16, 1983, pp. 6-28.
 - (24) Id. : *Un caso particolare : le prestazioni d'opera nei contratti agrari piacentini dei secoli VIII-X*, in (7), pp. 69-103.
 - (25) Id. : *Bosco e spazi incolti nel territorio piacentino durante l'alto Medioevo*, in (8), pp. 199-221.
 - (26) Id. : *La donna contadina. Figure femminili nella contrattualistica agraria italiana dell'alto Medioevo*, in (34), pp. 41-54.
 - (27) Lambertenghi, P. (ed.) : *Codex diplomaticus Langobardiae (Monumenta historiae patriae, v. XIII), Augustae Taurinorum*, 1873, no. CCCXCIX, coll. 706-727.
 - (28) Montanari, M. : *L'alimentazione contadina nell'alto Medioevo*, Napoli, 1979.
 - (29) Id. : *Agricoltura e attività silvo-pastorali nell'alto Medioevo. Un paesaggio adriatico*, in *«Atti e memorie della deputazione di storia patria per le Marche»* , 86, 1981, pp. 587-615, now in (30), pp. 5-31.
 - (30) Id. : *Campagne medievali. strutture produttive, rapporti di lavoro, sistemi alimentari*, Torino, 1984.
 - (31) Id. : *Contadini e città fra «Langobardia» e «Romania»*, Firenze, 1988.
 - (32) Id. : *Vegetazione e alimentazione*, in (2), pp. 281-322.
 - (33) Id. : *Uomini, terre, boschi nell'Occidente medievale*, Catania, 1992.
 - (34) Muzzarelli, M. G./Galetti, P./Andreolli, B. (ed.) : *Donne e lavoro nell'Italia medievale*, Torino, 1991.
 - (35) Pasquali, G. : *La distribuzione geografica delle cappelle e delle aziende rurali descritte nell'inventario altomedievale del monastero di S. Giulia di Brescia*, in *San Salvatore di Brescia. Contributi per la storia del monastero e proposte*

- per un uso culturale dell'area storica di Santa Giulia*, Brescia, 1978, pp. 142-167.
- (36) Id. : *La corvée nei polittici italiani dell'alto Medioevo*, in (7), pp. 107-128.
- (37) Id. : *I problemi dell'approvvigionamento alimentare nell'ambito del systema curtense*, in *Archeologia Medievale*, VIII, 1981, pp. 93-116.
- (38) Id. : *Agricoltura e società rurale in Romagna nel Medioevo*, Bologna, 1984.
- (39) Id. : *I rapporti di lavoro : resistenze e cambiamenti nelle campagne romagnole del Medioevo*, in (6), pp. 69-93.
- (40) Pini, A. I. : *Vite e vino nel Medioevo*, Bologna, 1989.
- (41) Id. : *Vite e olivo nell'alto Medioevo*, in (2), pp. 329-370.
- (42) Toubert, P. : *L'Italie rurale aux VIIIe-Xe siècles. Essai de typologie domaniale*, in *I problemi dell'Occidente nel secolo VIII* [Settimane 20], Spoleto, 1973, pp. 95-132.
- (43) Id. : *Le strutture produttive nell'alto medioevo. : Le grande proprietà e l'economia curtense*, in *La storia*, vol. 1, Torino, 1983, pp. 51-89.
- (44) Id. : *Il systema curtense : la produzione e lo scambio interno in Italia nei secoli VIII, IX e X*, in *Storia d'Italia. Annali 6. Economia naturale, economia monetaria*, 1983, Torino, pp. 5-62.
- (45) Id. : *Un mythe historiographique : la sericulture italienne du haut Moyen Age (IXe-Xe siècles)*, in *Horizons marins itinéraires spirituels (Ve-XVIIIe siècles)*, Paris, 1987, pp. 215-226.
- (46) Id. : *La part du grand domaine dans le décollage économique de l'Occident (VIIIe-Xe siècles)*, in (15), pp. 53-86.
- (47) Wickham C. : *Early medieval Italy. Central power and local society 400-1000*, London, 1981.
- (48) Id. : *The mountains and the city. The Tuscan Apennines in the early Middle Ages*, New York, 1988.
- (49) Id. : *European forests in the early middle ages. Landscape and land clearance*, in (2), pp. 479-545.
- (50) Violante, C. : *La società milanese nell'età precomunale*, Roma, 1953.
- (51) 城戸照子 : 9世紀イタリア中・北部の農地契約——中世初期イタリア農村社会解明のために——, 『経済学研究』[九州大学経済学会], 1992年, 131-156頁
- (52) 同 : 中世初期イタリア中・北部農村の荘園制——所領類型論による荘園構造分析の試みをめぐって——, 『九州経済学会年報』1992年11月, 17-23頁
- (53) 森本芳樹 : 『西欧中世経済形成過程の諸問題』, 1978年, 木鐸社
- (54) 同 : 西欧中世初期荘園制の諸側面(1)——最近5年間における農村史の研究状況——, 『経済学研究』[九州大学経済学会], 58-2, 1992年, 51-66頁
- (55) 同 : 西欧中世初期荘園制の諸側面(2)——最近5年間における農村史の研究状況——, 『経済学研究』[九州大学経済学会], 58-4・5, 1993年, 223-241頁
- (56) 同 : 西欧中世初期における三圃制度をめぐって(1)——所領明細帳の分析から——, 『経済学研究』[九州大学経済学会], 58-6, 1993年, 9-23頁

(大分大学工学部)